平成２８年（フ）第３１９号
東京都国立市谷保7209番地の１めぞんどぅあんそれいゆ201
債務者　溝呂木美沙
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１４８号
静岡県袋井市広岡1464番地の４の３
債務者　小林　幸江
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２３３号
静岡県浜松市浜北区新原2406番地の６
債務者　原田　早苗（旧姓飯田・馬渕）
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１３０号
愛知県額田郡幸田町大字深溝字札ノ辻23番地10（１）、前住所滋賀県高島市城山台１丁目４番地１　エルメス城山台壱番館201号
債務者　吉見さゆり
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月23日午前10時
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３０４３号
東京都杉並区松ノ木３丁目14―16―101
債務者　淡路　　誠
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３０５７号
東京都中野区野方３丁目19番12号　第１あさみ荘13
債務者　池田　秀一
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月８日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１８４号
横浜市港南区港南台２丁目１番３―1004号
債務者　小山　愛実
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１８７号
横浜市港北区新羽町850番地　第２中井荘105
債務者　橋戸　玲子
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１９４号
横浜市磯子区久木町６番３号　ユナイト根岸ミランダの杜　106号
債務者　伊東　美幸（旧姓中沢・清）
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１９８号
横浜市鶴見区上の宮１丁目36番18号　卯月荘１号
債務者　永井　君代
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４号
島根県邑智郡邑南町中野987番地
債務者　藤田　浩二
1　決定年月日時　平成28年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月９日午後１時
松江地方裁判所浜田支部

平成２８年（フ）第２４９号
静岡市葵区北５丁目31番32号　モンペリエ宮ノ前Ａ102号
債務者　三浦美智子
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１９９号
横浜市泉区和泉町4089番地７　サンハイツＡ―201号
債務者　松本　　敏
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２００号
横浜市中区松影町３丁目11番地14　三和荘104号室
債務者　神保　　勝
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月23日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７４５号
横浜市旭区南本宿町118番19　ナーシングピア横浜、住民票上の住所横浜市旭区本宿町79番地　ファミールタガワＤ201
債務者　遠藤　　勉
成年後見人　阿野　順一
1　決定年月日時　平成28年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部